

株式取扱規則

コネクシオ株式会社

第1章 総 則

第1条（目的）

当会社の株式に関する取扱いについては、定款第9条の規定に基づきこの規則によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

第2条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条（少数株主権等の行使方式）

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第4条（代理人による請求等）

この規則による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

2. この規則による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第5条（証明書類又は保証人）

この規則による請求、通知又は届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第6条（常任代理人又は仮住所）

株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

2. 株主の住所が外国にある場合は、前項にある届出を行わなければならない。
3. 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第7条（請求の方式）

単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

2. 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第8条（1株当たりの買取価格）

前条による買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって、1株当たりの買取価格とする。

2. 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第9条（買取代金の支払）

単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

2. 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第10条（買取株式の移転）

買取請求に係る単元未満株式は、当会社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。

2. 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式

については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

附 則

本規則は、平成17年1月31日より施行する。

(平成18年2月7日改訂)

本規則の改訂は、平成18年3月10日より施行する。

(平成18年4月26日改訂)

本規則の改訂は、平成18年5月1日より施行する。ただし、第1条の定款の根拠規定の改訂にあたっては、今後開催予定の株主総会において定款一部変更議案の承認後に改訂されるものとする。

(平成20年9月26日改訂)

本規則の改訂は、平成20年10月1日より施行する。

(平成20年11月25日改訂)

本規則の改訂は、平成21年1月5日より施行する。

(平成21年6月18日改訂)

本規則の改訂は、平成21年6月18日より施行する。

(平成22年2月25日改訂)

本規則の改訂は、平成22年4月1日より施行する。

(平成22年6月22日改訂)

本規則の改訂は、平成22年6月22日より施行する。

(平成24年2月27日改訂)

本規則の改訂は、平成24年4月1日より施行する。

(平成25年8月28日改訂)

本規則の改訂は、平成25年10月1日より施行する。